

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 28 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

東筑摩郡筑北村役場駐車場内における自動車物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 8 月 19 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 27 年 7 月 13 日午後 3 時頃、筑北村役場駐車場内において、公用車が後退する際、反対側に駐車していた相手車両の後部に接触したものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 筑北村

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、当市運転者の不注意であるので安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 16,130 円を賠償するものとする。

報告第 28 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 28 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高 6349 番地 3 先の交差点内における自動車物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 9 月 14 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 27 年 7 月 3 日午後 1 時 25 分頃、安曇野市穂高の交差点において、公用車が一時停止後左側確認不足のまま交差点内に進入してしまい、左側から直進してきた相手車と接触したものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 安曇野市在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、当市運転者の不注意であるが、相手運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を 80%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 277,280 円を賠償するものとする。

報告第 29 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 28 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市明科中川手 2666 番地、明科中学校校門内における自動車物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 9 月 14 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 27 年 8 月 28 日午前 10 時 35 分頃、明科中学校校門内(アーチ下)駐車場において、公用車が後方確認不足のまま後退してしまい、右後方の校門から進入してきた相手車と接触したものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 安曇野市在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、当市運転者の不注意であるが、相手運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を 80%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 91,662 円を賠償するものとする。

報告第 30 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 28 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高牧 2263 番 1 先付近林道北沢線における事故に係る損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 9 月 14 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 27 年 8 月 26 日午前 11 時 50 分頃、損害賠償請求者の運転する車が、林道北沢線を走行中に水路上のグレーチングを跳ね上げ、車両底部のプロペラシャフトの破損及びデフギアー・エンジン等を損傷したものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 安曇野市在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、林道管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 166,200 円を賠償するものとする。

議案第 134 号

土地買取請求等調停事件の調停を成立させることについて

長野地方裁判所松本支部平成 27 年(セ)第 1 号土地買取請求等調停事件について、次のとおり調停を成立させたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事件名 長野地方裁判所松本支部平成 27 年(セ)第 1 号土地買取請求等調停事件

2 当事者 申立人

相手方

長野県安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市

代表者 安曇野市長 宮澤 宗弘

3 和解条項

別紙和解条項のとおり

4 和解理由

別紙和解条項のとおり調停を成立させることにより、別紙物件目録記載 1 の土地を買収する事が出来、道路改良工事に関わる全ての用地買収が完了し、丸山昭三氏との本件紛争の解決をするため。

本件は、申立人が安曇野市に対し、(1) 本件道路改良工事における別紙物件目録記載 1 の土地の買取価格を 1 平方メートルあたり 29,708 円とすること、また、(2) 本件道路改良工事により面積が減少する別紙物件目録記載 2 の土地と、隣の別紙物件目録記載 3 の土地を 1 枚の田にするように、別紙物件目録記載 2 の土地に客土、造成等を行うこと、さらには(3) 買収後の別紙物件目録記載 2 の土地と隣の別紙物件目録記載 3 の土地の一部を将来宅地化する必要が生じた時には、市の安曇野市の適正な土地利用に関する条例に基づく開発事業の承認等に対処すること、を求め申立てをした事件である。

申立人と相手方との主張に基づき、調停委員の調停によって、別紙和解条項のとおりに合意するに至った。

市としては、土地の買収価格は対象地権者に公平でなければならないこと、しかし、申立人の別紙目録1の土地買収によって残地の奥行きが狭小となり、土地の評価が低下することを考慮して残地補償することとし、また、将来の安曇野市の適正な土地利用に関する条例に基づく開発事業等の承認については申請時に判断すべきであるが、道路用地として買収された事実については進言することを前提として、和解条項をもって解決することが、道路改良工事にとって最も望ましいことと判断した。

平成 27 年 9 月 28 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

和解条項

- 1 申立人は、相手方の市道豊科1級15号線道路改良計画（以下「本件道路改良工事」という。）について、申立人所有の別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）に対する相手方の買収の申入れに応じることとし、申立人と相手方は、本調停成立後直ちに、本件土地について1平方メートルあたり1万8,000円の価格において売買契約を締結することを約す。
- 2 (1) 相手方は、申立人に対し、前項に基づき申立人が相手方に本件土地を売り渡した後の別紙物件目録記載2の残地が、道路からの奥行きが狭小となることから、残地の価格が低下することに対する残地補償として62万円を支払う。
(2) 前記残地補償金は、本件土地について、申立人から相手方に対し所有権移転登記手続が完了した後、申立人の相手方に対する残地補償支払請求書に基づき、直ちに、申立人の指定口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 相手方は申立人が別紙物件目録記載2及び3の土地について、安曇野市の適正な土地利用に関する条例などの手続を行う場合において、申立人が本件道路改良工事のために本件土地を相手方に売り渡したことを関係部局に進言し、申立人において少なくとも相手方に本件土地を売り渡す以前と同様の結果を得られるように協力する。
- 4 申立人は、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- 5 申立人と相手方は、本調停の申立の趣旨について、本調停条項のほか他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 調停費用は各自の負担とする。

以上

(別紙)

物件目録

- | | | |
|---|----|------------|
| 1 | 所在 | 安曇野市豊科 |
| | 地番 | 1910 番 14 |
| | 地目 | 田 |
| | 地積 | 127 平方メートル |
| 2 | 所在 | 安曇野市豊科 |
| | 地番 | 1910 番 2 |
| | 地目 | 田 |
| | 地積 | 380 平方メートル |
| 3 | 所在 | 安曇野市豊科 |
| | 地番 | 1910 番 7 |
| | 地目 | 田 |
| | 地積 | 985 平方メートル |

以上